

○ 総務省告示第三百二十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区を次のとおり定めたので、法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定により告示し、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月二十六日

総務大臣 寺田 稔

（令和四年十月一日から令和五年九月三十日までの期間に係る指定）

第一条 令和四年十月一日から令和五年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県は、次に掲げる道府県とする。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	
千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	
県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	岡山県	広島県
島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
崎県	鹿児島県	沖縄県									

第二条 令和四年十月一日から令和五年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」とい

う。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村									
北海道	全ての市町村									
青森県	全ての市町村									
岩手県	全ての市町村									
宮城県	全ての市町村									
秋田県	全ての市町村									
山形県	全ての市町村									
福島県	全ての市町村									
茨城県	全ての市町村									
栃木県	全ての市町									
群馬県	全ての市町村									
埼玉県	全ての市町村									
千葉県	全ての市町村									
東京都	全ての市町村									
神奈川県	全ての市町村									



大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町
全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町	全ての市町村						

宮崎県	鹿児島県	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市
沖縄県	全ての市町村	三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 門川町 諸塙村 椎葉村 美郷町 高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町